

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府 令〕

○子ども・子育て支援法施行規則
（内閣府四四）

〔告 示〕

○本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件（総務二〇五）

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件
（政治資金適正化委三四、三五）

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（同三六）

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（同三七）
（法務二六三）

○ブジュンプラ港改修計画のための贈与に関する日本国政府とブルンジ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一八五）

○円借款の供与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の二の書簡の交換に関する件
（同一八六）

○保安林の指定施設要件を変更する件
（農林水産七四二丁七四四）

○砂防法第二条の土地を指定する件
（国土交通六六八）

○海上における射撃訓練を実施する件
（防衛一〇二丁一〇七）

○海上における射撃訓練等を実施する件（同一〇八、一〇九）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（近畿地方整備局一一〇）
○登録住宅性能評価機関の住所を変更した件（九州地方整備局一三四）

〔国会事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

佐波川水系河川整備計画の策定について（中国地方整備局）

労働

争議行為の通知の公表について
（厚生労働省）

国家試験

平成二十六年年度における土壌汚染調査技術管理者試験の実施について
（環境省）

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告
（国土交通省）

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、土地家屋調査士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

府 令

○内閣府令第四十四号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第一項第二号の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則を次のように定める。

平成二十六年六月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

子ども・子育て支援法施行規則

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

一 一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。

二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

四 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。

五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

六 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。

七 次のいずれかに該当すること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第二百二十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

ロ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第一項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。